

平成25年度決算に基づく「健全化判断比率」等の算定結果について

平成25年度の各会計の決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等を算定したところ、下記のとおり算定結果がまとまりましたのでお知らせします。

記

1. 財政の早期健全化・再生に関する指標

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、平成24年度決算と同様にいずれも「早期健全化基準」を下回りました。

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.29%
連結実質赤字比率	—	16.29%
実質公債費比率	20.3% (21.0%)	25.0%
将来負担比率	206.6% (224.2%)	350.0%

※（ ）は前年度数値

2. 公営企業の健全化に関する指標

平成24年度決算に引き続き、平成25年度決算では資金不足を生じた公営企業がなかったため、資金不足比率の該当はありませんでした。

○参考数値

区 分	平成23年度	平成24年度
実質公債費比率	21.4%	21.0%
将来負担比率	237.7%	224.2%

※いずれの年度も実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当なし。

①実質赤字比率

実質赤字比率とは…

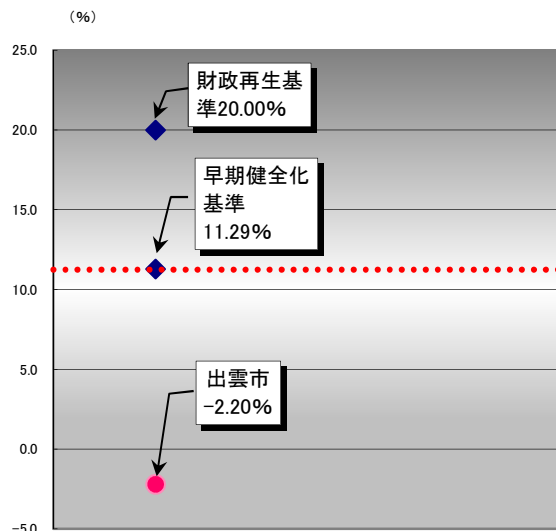
福祉、教育、まちづくり等を行う地方自治体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」で、数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。

財政再生基準： 20.00 %

早期健全化基準： 11.29 %

出雲市： - %

(赤字がないため、比率としては算定されない。)



(計算式)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B}$$

A = 一般会計等の実質赤字額: 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

B = 標準財政規模(標準税収入額+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)

【平成25年度決算】

$$-2.20 \% = \frac{(A) \quad -1,050,141 \text{ (千円)}}{(B) \quad 47,625,685 \text{ (千円)}}$$

※実質収支が黒字の場合、負の値で表示

②連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは…

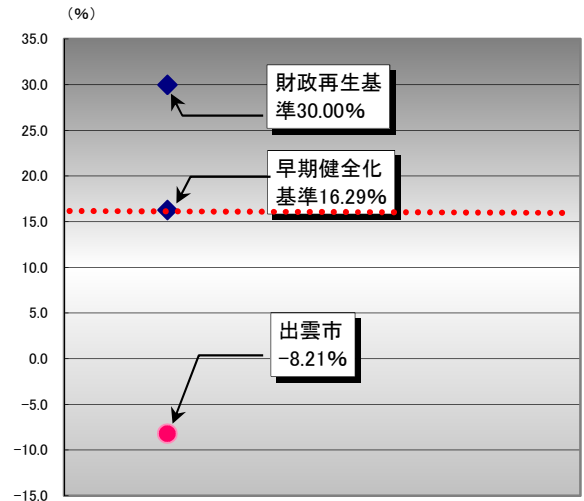
出雲市には一般会計のほかに国民健康保険事業特別会計等18の特別会計があります。その全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

財政再生基準： 30.00 %

早期健全化基準： 16.29 %

出雲市： - %

(赤字がないため、比率としては算定されない。)



(計算式)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{B}$$

C = 連結実質赤字額: イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合のその超える額

イ: 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ: 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額

ハ: 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ: 公営企業会計の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

B = 標準財政規模(標準税収入額+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)

【平成25年度決算】

$$-8.21 \% = \frac{(C) \quad -3,910,731 \text{ (千円)}}{(B) \quad 47,625,685 \text{ (千円)}}$$

※(D)の内訳

(単位:千円)

一般会計・特別会計(イ・ハ)		企業会計(法適・法非適)(ロ・ニ)	
会計	実質収支	会計	資金過不足額
一般会計	-1,033,557	水道事業	-1,585,402
診療所事業	-13,581	病院事業	-751,089
ご縁ネット事業	-1,686		
駐車場事業(普通会計分)	0	簡易水道事業	-23,100
住宅新築資金等貸付事業	-1,317	下水道事業	-1
高野令一育英奨学事業	0	農業・漁業集落排水事業	-503
(一般会計等)	-1,050,141	浄化槽設置事業	0
国民健康保険事業	-447,037	風力発電事業	0
国民健康保険橋波診療所事業	0	廃棄物発電事業	-4,798
後期高齢者医療事業	-37,214	企業用地造成事業	0
介護保険事業	-11,446		
駐車場事業(企業会計分)	0		
計①	-1,545,838	計②	-2,364,893
		合計(D) (①+②)	-3,910,731

※実質収支が黒字の場合、負の値で表示

③実質公債費比率

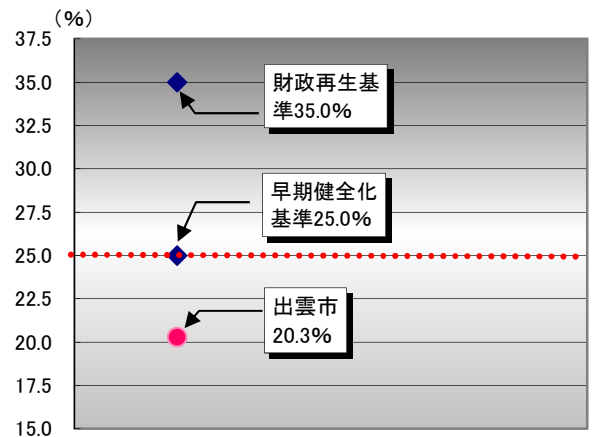
実質公債費比率とは…

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

財政再生基準： 35.0 %

早期健全化基準： 25.0 %

出雲市： 20.3 %



(計算式)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D+E) - (F+G)}{B-G} \quad \text{の3カ年平均}$$

D = 地方債の元利償還金

E = 準元利償還金(イからホまでの合計額)

イ: 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ: 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ: 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ: 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの…事業用地の買戻しなど

ホ: 一時借入金の利子

F = 特定財源…貸付金の元利償還金、住宅使用料、都市計画税など

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

B = 標準財政規模(標準税収入額+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)

【平成25年度決算】(単年度)

$$19.49700 \% = \frac{((D) 14,761,192 + (E) 4,082,663) - ((F) 690,293 + (G) 11,015,718)}{(B) 47,625,685 - (G) 11,015,718}$$

※Eの内訳

区分	金額	内訳
イ	0	
ロ	3,527,682	水道事業会計 26,753
		病院事業会計 200,912
		簡易水道事業会計 340,854
		下水道事業会計 1,739,193
		農業・漁業集落排水事業会計 1,190,323
		浄化槽設置事業会計 26,674
		企業用地造成事業会計 2,973
		介護保険事業会計 0
ハ	21,635	斐川宍道水道企業団 21,635
ニ	533,346	国営土地改良分 84,646
		社会福祉法人などへの元利補給等 71,859
		その他(土地改良事業負担等) 376,841
ホ	0	
合計	4,082,663	

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3カ年度平均)
平成23年度	20.69280 %	20.3 %
平成24年度	20.75557 %	
平成25年度	19.49700 %	

④ 将来負担比率

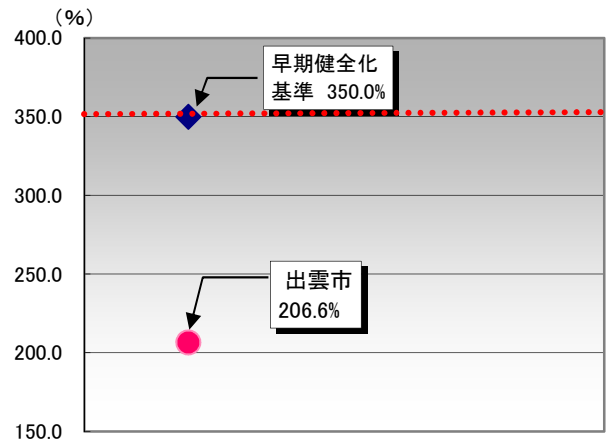
将来負担比率とは…

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

財政再生基準： — %

早期健全化基準： 350.0 %

出雲市： 206.6 %



(計算式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

H = 将来負担額(イからチまでの合計額)

イ: 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ: 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)

ハ: 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担金等見込額

ニ: 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担見込額

ホ: 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ: 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト: 連結実質赤字額

チ: 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

I = 充当可能基金額(上記イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金)

J = 特定財源見込額

K = 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

B = 標準財政規模(標準税収入額+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

【平成25年度決算】

$$206.6 \% = \frac{(H) 209,695,138 - ((I) 6,712,437 + (J) 5,599,019 + (K) 121,742,008)}{(B) 47,625,685 - (G) 11,015,718}$$

※Hの内訳

区分	金額	内 訳
イ	126,036,109	
ロ	2,603,746	国営土地改良事業に係るもの 157,392 依頼土地の買戻しに係るもの 404,026 社会福祉施設等整備費補助金 524,650 その他(団体営土地改良事業ほか) 1,517,678
ハ	71,241,321	病院事業会計 2,213,636 水道事業会計 341,912 簡易水道事業会計 5,361,400 下水道事業会計 39,104,959 農業・漁業集落排水事業会計 23,213,045 浄化槽設置事業会計 538,669 企業用地造成事業会計 467,700
ニ	297,065	斐川水道水道企業団 297,065
ホ	9,499,364	
ヘ	17,533	制度融資に係る損失補償
ト	0	
チ	0	
合計	209,695,138	

⑤ 資金不足比率

資金不足比率とは…

一般会計の赤字にあたる公営企業会計の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

経営健全化基準： 20.0%

出 雲 市 ： 各会計とも該当なし

(計算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{M}{N}$$

M: 資金の不足額

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事故繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)-解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

N: 事業の規模

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額-受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額(※企業用地造成事業については、資本費+負債額)

会計名	資金不足比率 (%)	資金不足額 (千円)	事業規模 (千円)
水道事業会計	-65.5	-1,585,402	2,419,489
病院事業会計	-30.2	-751,089	2,480,568
簡易水道事業会計	-10.0	-23,100	229,412
下水道事業会計	0.0	-1	1,632,838
農業・漁業集落排水事業会計	-0.1	-503	432,621
浄化槽設置事業	0.0	0	48,942
風力発電事業会計	0.0	0	29,932
廃棄物発電事業会計	-14.8	-4,798	32,324
企業用地造成事業	0.0	0	467,700

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	診療所事業会計				
		ご縁ネット事業会計				
		駐車場事業会計(普通会計分)				
		住宅新築資金等貸付事業特別会計				
高野令一育英奨学事業会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		資金不足比率(会計ごとに算定)			
	国民健康保険事業特別会計					
	国民健康保険橋波診療所事業特別会計					
	後期高齢者医療事業特別会計					
	介護保険事業特別会計					
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	資金不足比率(会計ごとに算定)			
		病院事業会計				
	公営企業に係る会計	法非適用企業		簡易水道事業特別会計		
				下水道事業特別会計		
				農業・漁業集落排水事業特別会計		
				浄化槽設置事業特別会計		
				風力発電事業特別会計		
				企業用地造成事業特別会計		
				廃棄物発電事業特別会計		
				一部事務組合・広域連合		島根県市町村総合事務組合
第三セクター等		出雲市土地開発公社	第三セクター等			

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（要旨）

●早期健全化基準を超えた場合

1 財政健全化計画

健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

2 財政健全化計画の策定手続等

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事に報告しなければならない。また、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表しなければならない。

3 国等の勧告等

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告を行う。

●財政再生基準を超えた場合

1 財政再生計画

再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

- ① 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事に報告しなければならない。
- ② 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- ③ 財政再生計画は、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表しなければならない。

3 地方債の起債の制限

再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である場合は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

財政再生計画に同意を得た場合は、収支不足額を解消するため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起すことができる。

●経営健全化基準を超えた場合（公営企業のみ）

1 経営健全化計画

資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

2 経営健全化計画の策定手続

経営健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事に報告しなければならない。また、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表しなければならない。

3 国等の勧告等

経営健全化計画の実施状況を踏まえ、公営企業の経営の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告を行う。